

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長	平成26年7月29日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区烏丸通七条上る常楽町真宗大谷派宗務所内	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人 真宗大谷学園 理事長 里雄 康意 電話 075-371-5521

主たる業種	高等教育機関(大学)	細分類番号	8	1	6	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量3%以上削減を目標とする。						
計画を推進するための体制	大学、中・高等学校各現場の責任者である学長・校長のもと地球温暖化対策ならびに省エネルギーを推し進めると共に、教職員・学生等への啓蒙を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,932.0 トン	2,841.1 トン	2,714.4 トン	2,778.5 トン	-5.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,932.0 トン	2,841.1 トン	2,714.4 トン	2,778.5 トン	-5.3 パーセント	
	実績に対する自己評価	大学では、教育・心理学科が学年進行中のため、完成年度を迎える平成24年度まで排出量の増加が見込まれていたが、その状況下で削減できたことは評価できる。中高では第2年度目で2.8%の削減が達成できたが、気を緩めずに更なる削減を目指したいと思っております。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	学校	事業活動に伴う排出の量 (校舎等建物延床面積)	2.89	2.80	2.68	2.74	-5.19 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	大学では、教育・心理学科が学年進行中のため、完成年度を迎える平成24年度まで排出量の増加が見込まれていたが、その状況下で削減できたことは評価できる。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		23.0 台	60.0 台	80.0 台	80.0 台		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	コージェネレーションシステムの見直し 学寮における受電方式の見直し(トランス更新)					
	(24)年度	高効率電球への仕様変更、サーキュレーターでの空気対流 事務用パソコンの入れ替え及び省電力設定、冷房停止期間の延長					
	(25)年度	高効率電球への仕様変更、サーキュレーターでの空気対流 事務用パソコンの入れ替え及び省電力設定をさらに進める、機種の適正な運転管理に努める					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	大学では通学・通勤時における自家用自動車輻の入校は原則禁止。中・高等学校では校内駐車場の縮小を行った。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	徹底しており、全体として自動車通勤は減少したと思う。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	大学の構内は、多くの樹木や植栽を有している。						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学では、教育・心理学科が学年進行中のため、温室効果ガス排出量の増加が予想される。</li> <li>「温室効果ガスの排出の量」基準年度について、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正法施行以前におけるエネルギー使用量が一部未把握であるため、平成22年度としている。</li> </ul>						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。